

令和5年度 熊本県後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証台紙  
及び熊本県後期高齢者医療限度額適用認定証台紙作成業務仕様書

1 委託業務名

令和5年度熊本県後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証台紙及び  
熊本県後期高齢者医療限度額適用認定証台紙作成業務

2 委託契約期間

契約締結日から令和5年7月31日まで

3 履行場所

委託業務の履行場所は、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）  
が指定する場所

4 委託業務内容

(1) 品名 熊本県後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証台紙

① 数量 120,000枚

② 納入日 令和5年6月12日(月)

③ 納品及びその方法

成果物は、広域連合が指定する数を、46箇所（熊本県内45市町村及び熊本県後  
期高齢者医療広域連合事務局）に納品する。納品数については別に書面で指示する。

④ 規格形成

・用紙サイズ A4

・紙 圧 110kg（ミシン目の切取り線入り）

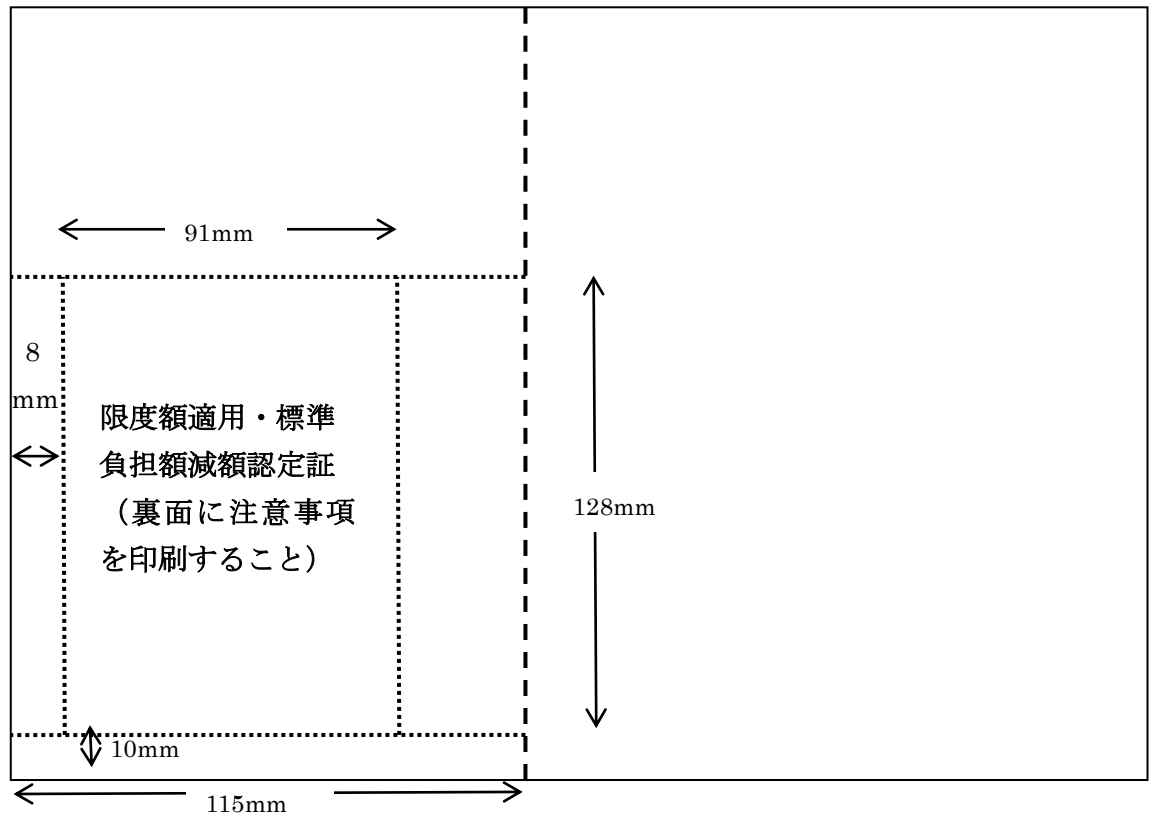
・用紙色 クリーム色

・印字色 黒色（文書あり）

・ゼロックスプリンタ（DocuPrint C3450d II）の使用に耐え、耐久性に優れたもの  
（オフセット印刷の場合、パウダーによる印刷面のざらつき等で、市町村における  
印刷作業の障害にならないよう、注意すること。）

・印刷レイアウトは次ページ「限度額適用・標準負担額減額認定証台紙レイアウト（表  
面）」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証台紙レイアウト（裏面印字部分）」  
のとおり

限度額適用・標準負担額減額認定証台紙レイアウト（表面）



※ 台紙裏面に指定文書を印字する。(破線は切離し部分)

限度額適用・標準負担額減額認定証台紙レイアウト（裏面印字部分）

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。<ol style="list-style-type: none"><li>療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。</li><li>入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。</li></ol></li><li>被保険者の資格がなくなったとき、又は認定の条件に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市（区）町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</li><li>この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市（区）町村に提出してください。</li><li>不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</li></ol> <p>備 考</p>
--

※ 台紙裏面の限度額適用・標準負担額減額認定証部分に印字する。（破線は切離し部分）切り離し部分には「きりとり線」等、切離し部分がわかるような印字を施すこと。

※ 切り離し部分のミシン目については、紙折り機にかける場合もあるため、機械処理にかけた際に切り離れてしまう等、容易に切り離れすぎないようにすること。

(2) 品名 熊本県後期高齢者医療限度額適用認定証台紙

① 数量 3,500枚

② 納入日 令和5年6月12日(月)

③ 納品及びその方法

成果物は、46箇所(熊本県内45市町村及び広域連合)に納品する。

仕分け数については、別に書面で指示する。

④ 規格形成

・用紙サイズ A4

・紙 圧 110kg(ミシン目の切取り線入り)

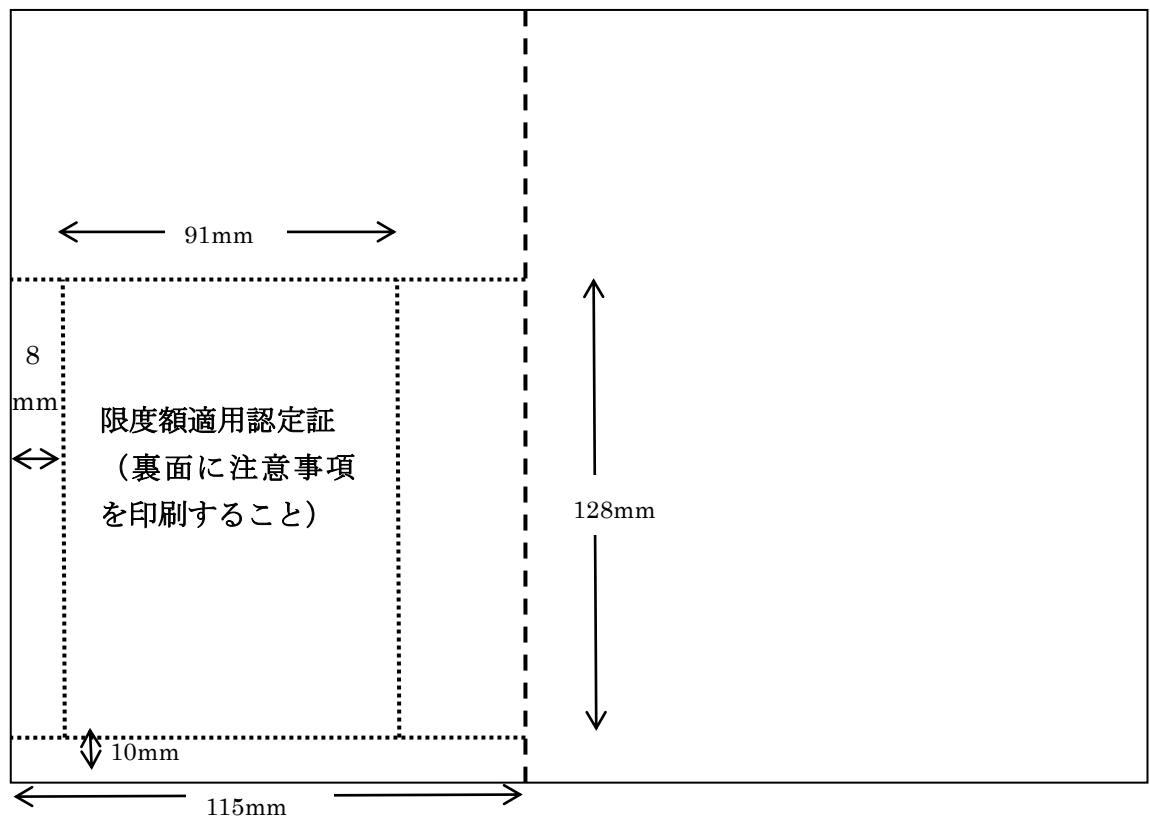
・用紙色 桃色

・印字色 黒色(文書あり)

・ゼロックスプリンタ(DocuPrint C3450d II)の使用に耐え、耐久性に優れたもの(オフセット印刷の場合、パウダーによる印刷面のざらつき等で、市町村における印刷作業の障害にならないよう、注意すること。)

・印刷レイアウト(表面)(裏面)は次のとおり

限度額適用認定証台紙レイアウト(表面)



※ 台紙裏面に指定文書を印字する。(破線は切離し部分)

## 限度額適用認定証台紙レイアウト（裏面印字部分）

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金は、医療機関ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。</li><li>2. 被保険者の資格がなくなったとき、又は記載された適用区分に該当しなくなったときには、直ちにこの証を市（区）町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</li><li>3. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市（区）町村に提出してください。</li><li>4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</li></ol> <p>備 考</p>
---

### 5 印刷及び印字

- (1) 出力紙にテスト印字をしたものを広域連合に提出すること。
- (2) 上記の結果、広域連合が確認し承諾後に、印刷及び印字すること。

### 6 成果物及び完了報告

- (1) この委託業務における成果物の所有権は、広域連合に帰属する。
- (2) 業務完了後、速やかに広域連合へ「完了報告書」を提出すること。

### 7 その他

- (1) 関係法令を始め、特許等において配慮すべき点が存在する場合は、受託者により調整しその責を負うこと。
- (2) 契約締結後、速やかに作業工程表を提出すること。
- (3) 業務に係るデータについては、自ら取り扱うものとし、第三者に当該データの取り扱いを委託してはならない。ただし、広域連合の承認がある場合はこの限りでない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ決定するものとする。